諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成29年8月9日(平成29年(行個)諮問第124号)

答申日:平成30年5月11日(平成30年度(行個)答申第17号)

事件名:本人の労災請求に関し特定労働基準監督署が作成した調査結果復命書

等の一部開示決定に関する件

# 答 申 書

# 第1 審査会の結論

「本人の労災決定に関する特定労働基準監督署保管に係る調査結果復命書及びその添付書類、その他関係資料一切。但し、特定労働基準監督署作成の物に限る。」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

# 第2 審査請求人の主張の要旨

# 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月28日付け大個開第28-535号により大阪労働局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その一部の開示を求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである。

この決定のうち、開示文書6枚目の全て黒塗りとなっている部分、11枚目から15枚目の黒塗りとなっている部分につき不開示とした部分に係る決定を取り消す、との決定を求める。

審査請求にかかる処分は、次の点が違法不当である。

この決定では、不開示とした部分につき、「開示請求者以外の者から聴取・確認した内容など労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものが記載されている」として法14条7号柱書きを適用として不開示としている。

しかし、開示請求者以外の者から聴取・確認したというだけでは、直ち に行政事務の遂行に支障があるとは言えず、不開示にするのであれば、ど のような支障があるかを具体的に示すべきである。 不開示部分は、審査請求人が就労していた会社から審査請求人の就労状況を聴取したものと推測されるが、このようなものを開示したとしても、何ら労働基準行政に支障をきたすとは考えられないから、開示されるべきである。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1)本件審査請求人である開示請求者(以下,第3において「請求者」という。)は、平成29年1月31日付けで、処分庁に対して、法12条 1項の規定に基づき、「請求者の労災決定に関する特定労働基準監督署 保管に係る調査結果復命書及びその添付書類、その他関係資料一切。但 し、特定労働基準監督署作成の物に限る。」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が平成29年2月28日付け大個開第28-5 35号により部分開示決定(原処分)を行ったところ、請求者がその一 部の取消しを求めて、平成29年5月10日付け(同月11日受付)で 審査請求を提起したものである。なお、請求者は部分開示決定された本 件対象保有個人情報全16頁のうち、6頁及び11頁ないし15頁の不 開示部分の開示を求めている。
- 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、請求者が開示を求める部分については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「請求者の労災決定に関する特定労働基準 監督署保管に係る調査結果復命書及びその添付書類、その他関係資料一 切。但し、特定労働基準監督署作成の物に限る。」である。

- (2) 不開示情報該当性について
  - ア 法14条2号の不開示情報
    - (ア) 別表中,文書番号1及び3の①の不開示部分は,請求者以外の氏名,生年月日など,請求者以外の個人に関する情報であって,請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため,当該情報は,法14条2号本文に該当し,かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため,原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
  - (イ) 別表中,文書番号3の②の不開示部分は,特定労働基準監督署の 調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり,請求者以外の 特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が

開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

# イ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表中,文書番号3の②の不開示部分は,特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり,請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には,請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは,上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報の不開示部分において請求者が開示を求める部分については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年8月9日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月31日 審議

④ 平成30年4月19日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑤ 同年5月9日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人の労災決定に関する特定労働基準監督

署保管に係る調査結果復命書及びその添付書類、その他関係資料一切。但 し、特定労働基準監督署作成の物に限る。」に記録された保有個人情報で ある。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、審査請求書において、本件対象保有個人情報が記録された全16頁の文書のうち、6頁(別表の文書番号1の6頁)及び11頁ないし15頁(別表の文書番号3の1頁ないし5頁)の不開示部分の開示を求めるとしている。

これに対して、諮問庁は、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1) 開示すべき部分(別表の5欄に掲げる部分)について 当該部分は、特定事業場における従業員の勤怠内容の合計であり、法 14条2号の個人に関する情報に該当するとは認められず、開示すべき である。
- (2) その余の部分について
  - ア 文書番号1の6頁には、審査請求人以外の第三者の生年月日、入社年月日、職員コード、氏名及び特定期間における給与に関する情報が記載されており、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、個人の生年月日、入社年月日、職員コード及び氏名は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。また、その余の部分である給与に関する情報については、通常他人に知られたくない情報であり、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 文書番号3の①のうち1頁及び2頁の不開示部分は、聴取書に記載された被聴取者の住所、職業、氏名、生年月日、年齢、聴取場所、 署名及び印影であり、一体として法14条2号本文前段に規定する 審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、個人の住所、職業、氏名、生年月日、年齢、署名及び印影は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。また、その余の部分である聴取場所については、関係者にとって、当該個人を特定する手がかりとなり得るものであり、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書番号3の①のうち3頁1行目30文字目及び31文字目,4頁30文字目及び31文字目並びに5頁31文字目及び32文字目には,特定事業場の従業員の勤務地が記載されており,文書番号3の①のうち3頁ないし5頁の表には,特定事業場の従業員の氏名,勤怠内容,休日,入社及び退職に関する情報が記載されている。

当該部分は、従業員ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、氏名は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。また、その余の部分である勤務地、勤怠内容、休日、入社及び退職に関する情報については、同僚等の関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであり、通常他人に知られたくない情報であるため、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

工 文書番号3の②は、特定労働基準監督署の担当調査官が、審査請求 人以外の第三者から聴取した内容であり、これを開示すると被聴取 者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴 取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うこ とをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一 方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把 握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号 について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号,3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号に該当せず、開示すべきであると判断した。

# (第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

# 別表

1	2 文書名	3 不開示を維持す	4 不開	引示情報	5 開示すべき
文		る部分	(法14条該		部分
書			当号)		
番			2 号	7号柱	
号				書き	
1	調査結果復	6 頁の生年月日の	$\circ$		なし
	命書	日付,入社年月日の			
		日付及び表(ただ			
		し、表の様式部分は			
		除く。)			
3	聴取書等	① 1頁の住所,職	$\bigcirc$		3 頁ないし 5 頁
		業,氏名,生年月			の表の最下段の
		日数字部分及び聴			行
		取場所, 2頁2行			
		目,3頁1行目3			
		0 文字目及び 3 1			
		文字目, 4 頁 1 行			
		目30文字目及び			
		3 1 文字目, 5 頁			
		1 行目 3 1 文字目			
		及び32文字目並			
		びに3頁ないし5			
		頁の表(ただし,			
		表の様式部分を除			
		<。)			
		② 1頁9行目ない	0	0	なし
		し2頁1行目の不			
		開示部分			